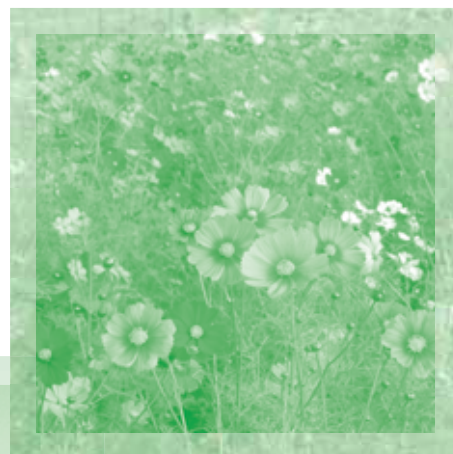


# 久喜市環境基本計画

(概要版)

平成 25 年 3 月



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 久喜市環境基本条例

現在の環境問題は、社会経済活動の多様化やライフスタイルの変化などを背景として、あらゆる面で環境への負荷が増大していることが大きな要因とされ、すべての人々に関わる問題となっています。

「久喜市環境基本条例」は、市民や事業者にこうした環境問題を身近な問題として認識していただくとともに、市と一緒に環境への負荷の低減に努めていただくために施行しました。

また、この条例は「久喜市環境基本計画」の根拠となるものです。

## 条例の目的

今日の環境問題は、市、市民及び事業者と一緒に環境を保全し、創造しなければ解決できません。この条例は、そのための仕組みを明らかにすることが目的です。

## 市・市民・事業者の取組み

- 市の役割  
環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画（環境基本計画）を策定し、実施します。
- 市民の役割  
環境の保全及び創造を図るため、日常生活において環境負荷の低減に努めます。  
環境の保全及び創造に主体的に取り組めます。  
市の環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、協力します。
- 事業者の役割  
全ての事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。  
環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が推進する施策に協力します。

## 市の具体的な取組み

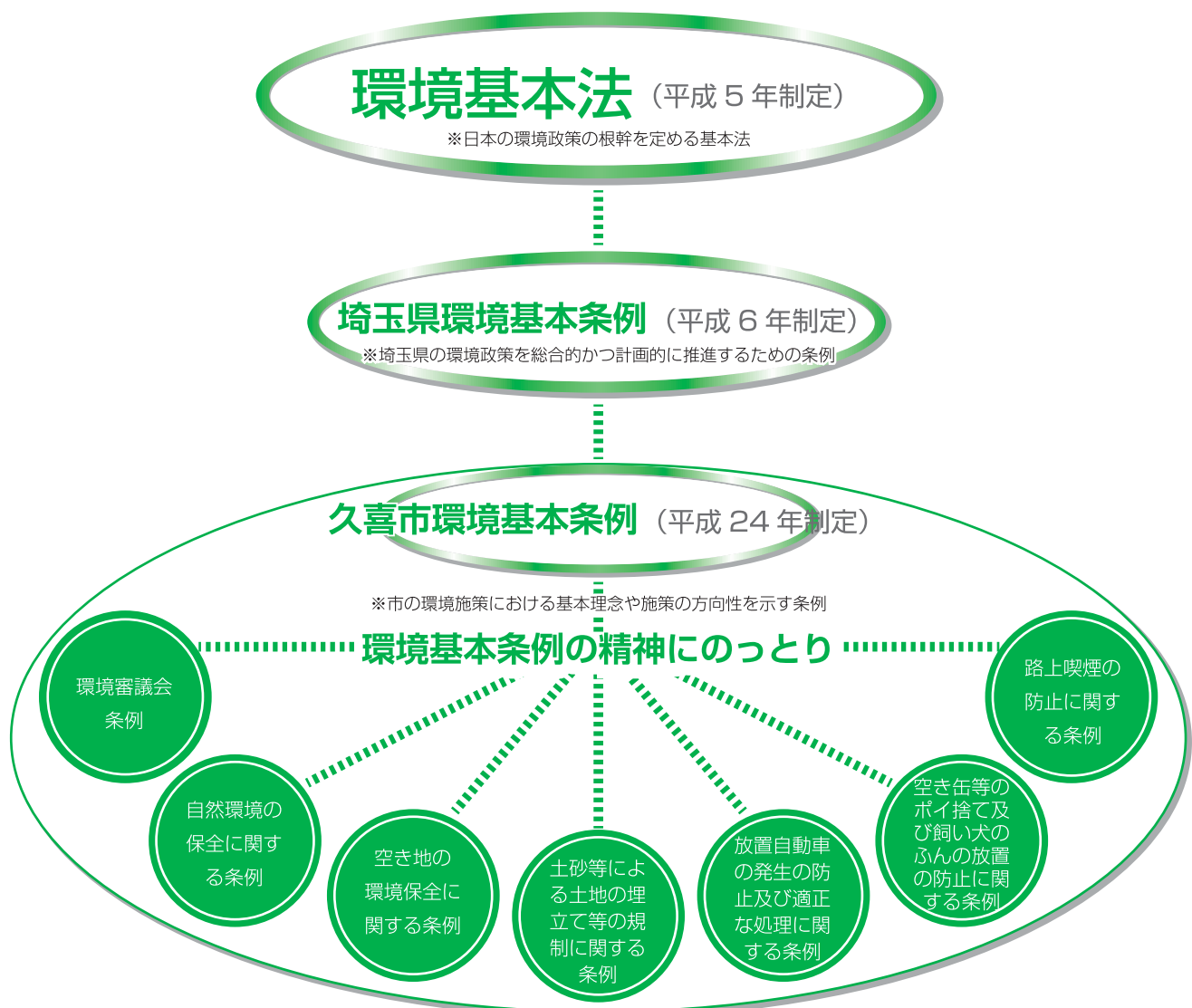
- 環境基本計画の策定  
環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための「環境基本計画」を策定します。
- 環境の保全及び創造に関する施策の実施  
環境の保全及び創造に関する施策を実施するとともに、市民及び事業者に、環境問題に対する理解と認識を深めていただけるよう努めます。
- 環境監査委員会の設置  
環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、環境監査委員会を設置します。
- 報告書の作成  
毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、公表します。

# 久喜市環境基本条例は、 久喜市の環境の保全及び創造のためのルールです！

## 環境の保全及び創造についての根本となる考え方（基本理念）

- ① 市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の恵沢を享受し、将来の世代へ引き継いでいくことを目的として推進されなければなりません。
- ② すべての人々の協働により環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して推進されなければなりません。
- ③ 地域環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、国際的な認識や協力のもとに推進されなければなりません。

## 法律と県条例との関連及び 市の具体的な条例との体系図



※ 法体系上は、条例に優劣や上下関係はありません

# 久喜市環境基本計画

「久喜市環境基本計画」は、「久喜市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するための計画で、「久喜市環境基本条例」第3条の3つの基本理念の実現を目指すものです。⇒2・3ページの「久喜市環境基本条例」をご参照ください。

また、「久喜市総合振興計画」の『大綱2 自然とふれあえる、環境に優しいまち』との整合を図るとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を含めた計画です。

計画の期間は、平成25年度から34年度までの10年間です。

## 望ましい環境像

水と緑と街が調和した豊かな環境を  
守り・育て、未来につなぐまち『久喜』



「望ましい環境像」とは、“目指すべき未来の久喜市の環境の姿”です。

久喜市の環境のイメージである“水と緑が豊かで美しい農的・田園的な風景・環境”の中に、“住みやすいまちが調和”した久喜のまちを、こうした環境を誇りとして守り・育て、未来の子どもたちに引き継いでいくことが望まれます。

“水と緑が豊かな環境”は、旧1市3町時代から欠かせないキーワードです。そこに街を加えて、“水と緑と街”としたのは、自然環境と都市的環境が調和した“住みよいまち”を表しています。“環境を守り・育て”は、行政ばかりでなく市民・事業者との協働によるまちづくりの重要性をメッセージとして加えたものです。

## 4つの環境目標

「望ましい環境像」を目指し、環境課題を解決していくために4つの分野ごとの基本となる目標＝「環境目標」を定めました。

持続可能な社会の形成に関する分野

**【環境目標Ⅰ】地球にやさしい循環型のまち**

自然との共生社会の形成に関する分野

**【環境目標Ⅱ】豊かな自然と人がともに生きるまち**

生活の安全・安心の確保に関する分野

**【環境目標Ⅲ】健康で安全に暮らせるまち**

環境づくりの取組みに関する分野

**【環境目標Ⅳ】みんなで取り組む環境づくりのまち**



# 施策の体系

## 【環境目標Ⅰ】地球にやさしい循環型のまち

- 1 地球温暖化対策
  - (1) 地球温暖化対策の取組み促進
  - (2) 地球環境問題に関する啓発
- 2 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及
  - (1) 再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進
  - (2) 公共施設での再生可能エネルギーなどの率先導入
- 3 循環型社会の形成
  - (1) ごみの適正処理の充実
  - (2) ごみ減量・リサイクルの推進

## 【環境目標Ⅱ】豊かな自然と人がともに生きるまち

- 1 生物の多様性の確保
  - (1) 水辺環境の保全
  - (2) 身近な野生生物の保護
  - (3) 環境教育・啓発
- 2 身近な緑の保全と創造
  - (1) 公園、沿道や公共施設などの緑化の推進
  - (2) 樹林地や屋敷林などの保全の推進
  - (3) 市内の緑化と環境保全型農業の推進
- 3 景観の保全と形成
  - (1) 美しい景観の保全と形成
  - (2) 景観保全意識の向上
- 4 歴史的文化的環境の保全

## 【環境目標Ⅲ】健康で安全に暮らせるまち

- 1 大気環境の保全・交通対策
  - (1) 公害などの環境対策の充実
  - (2) 化学物質などについての情報提供、啓発
- 2 水環境の保全
  - (1) 公共用水域の水質保全
  - (2) 生活排水処理対策の推進
- 3 土壌・地盤の保全
- 4 放射性物質による環境汚染への対応

## 【環境目標Ⅳ】みんなで取り組む環境づくりのまち

- 1 環境保全活動の普及・啓発
  - (1) 環境保全活動の推進
  - (2) 不法投棄対策
- 2 環境情報の適切な伝達・共有
- 3 環境教育・環境学習の推進
- 4 環境に配慮した事業活動の啓発
- 5 環境マネジメントシステムの運用の促進
  - (1) 市の環境対策の率先実行
  - (2) 環境マネジメントシステムの適切な運用

## 【環境目標 Ⅰ】地球にやさしい循環型のまち

国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 20(2008) 年改正）や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（平成 20(2008) 年改正）により、地球環境問題への取組みが強化されています。

平成 23(2011) 年 8 月に「再生可能エネルギー特別措置法」が制定され、地球温暖化対策と安定的なエネルギー確保の観点から、再生可能エネルギーの普及促進が求められています。

新エネルギーの活用やごみの排出量の削減、資源物のリサイクルの推進など、市全体での取組みによる循環型社会の実現が望まれています。

### 主な実施方策

#### ① 地球温暖化対策

- ・「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき市民・事業者の取組みを促進します。
- ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「久喜市環境保全率先実行計画」により行政の率先した取組みを実施します。
- ・関係機関との連携強化により、地球温暖化対策の取組みを実施します。
- ・地球環境問題に関する環境教育・環境学習を推進します。
- ・地球環境問題に関する情報を提供します。他

#### ② 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

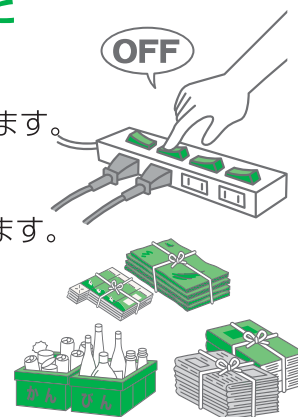
- ・温室効果ガスの削減と石油代替エネルギーの導入促進のために、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーやLED照明などの省エネルギー機器を活用します。
- ・住宅用家屋へ太陽光発電システムを設置した方に対し、補助金を交付します。
- ・公共施設に率先して太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを導入します。
- ・公共施設の照明器具や電球をLED照明などに切り替えます。他

#### ③ 循環型社会の形成

- ・久喜宮代衛生組合により、ごみ収集の安全かつ効率的な体制の整備など、ごみの適正処理を推進します。
- ・リサイクルの目標など、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と整合した施策を展開します。
- ・分別排出の徹底などにより、ごみの発生抑制を実施します。
- ・市民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化とリサイクルを推進します。他

### 市民や事業者の皆さんに主に取り組んでいただきたいこと

- 電気・ガス・灯油などのエネルギーの節約を心がけます。
- バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。
- ノーカーデーやアイドリング・ストップ運動に参加します。
- 照明器具の交換の際は、LED照明などの省エネルギー機器の導入に努めます。
- ごみを適正に分別し、ごみの減量とリサイクルに努めます。
- リサイクル製品の購入やグリーン購入に努めます。
- 省エネルギーと環境に配慮した事業活動に努めます。他



## 【環境目標Ⅱ】豊かな自然と人がともに生きるまち

市内には、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。自然環境を保全し、次代に継承するために、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちづくりが期待されています。

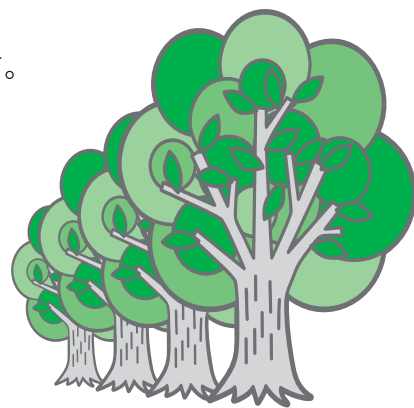
### 主な実施方策

#### ① 生物の多様性の確保

- ・河川、用水、池沼、湿地などの水辺環境の保全を推進します。
- ・水辺の再生維持管理を促進します。
- ・野生生物の生息空間（ビオトープ）の保全と保護を推進します。
- ・「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施します。
- ・農業生態系を保全します。
- ・環境教育・環境学習を推進します。
- ・環境保全団体などを育成・支援します。他

#### ② 身近な緑の保全と創造

- ・自然と親しめる公園や沿道、その他公共施設の緑化を推進します。
- ・市民参加による維持管理体制を推進します。
- ・「(仮称)久喜市緑の基本計画」と整合した施策を展開します。
- ・自然環境保全地区の指定を推進します。
- ・保存樹木・保存樹林の指定を推進します。
- ・一般家庭や工場・事業所などの緑化を推進します。
- ・環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。他



#### ③ 景観の保全と形成

- ・美しい田園景観や歴史的文化的景観を保全します。
- ・埼玉県景観計画と整合した景観施策に取り組みます。
- ・地域の歴史や自然との調和に配慮したまちなみづくりを促進します。
- ・広報紙やホームページなどにより市民や事業者などの景観保全意識を啓発します。他

#### ④ 歴史的文化的環境の保全

- ・自然環境と一体になっている史跡・文化財を保全します。他

### 市民や事業者の皆さんに主に取り組んでいただきたいこと

- 自然観察会や環境学習会などに参加し、環境保全意識を高めるとともに、自然環境を保全する活動に進んで参加します。
- 地域の河川や用水、池沼、湿地などの環境を維持するために、河川などの環境保全活動や普及・啓発活動に努め、清掃活動などに進んで参加します。
- 公園や道路などの適切な維持管理に協力します。
- 不要となった樹木を必要とする方に提供するなど、できるだけ切らないように努めます。
- 農薬や化学肥料の使用を減らすように努めます。
- 周囲の景観に配慮した建物などの建築に努めます。他

## 【環境目標 Ⅲ】健康で安全に暮らせるまち

大気汚染や水質汚濁などの防止を通じて、安全で快適な生活環境の保全が求められています。市民や事業者などの協力により大気汚染、騒音や水質汚濁などの公害防止対策の推進が必要です。

### 主な実施方策

- ① 大気環境の保全・交通対策
  - ・大気汚染状況を継続して監視します。
  - ・騒音・振動、悪臭対策を充実します。
  - ・有害化学物質などを継続して監視します。
  - ・化学物質についての適切な情報を提供します。
  - ・環境リスクなどの情報を共有し、相互理解を推進します。他  
⇒11・12ページの「久喜市化学物質ガイドライン」をご参照ください。
- ② 水環境の保全
  - ・河川、排水路、池沼などの水質を継続して監視します。
  - ・埼玉県生活排水処理施設整備構想を推進します。
  - ・河川汚濁の主な原因である生活排水処理対策を推進します。他
- ③ 土壌・地盤の保全
  - ・土壌環境を保全します。
  - ・地盤沈下対策を行います。他
- ④ 放射性物質による環境汚染への対応
  - ・放射性物質による環境汚染の状況を把握するため、空間放射線量の測定を実施し、基準を超えた場合、除染をします。
  - ・市民へ放射線量測定器の貸し出しを行います。
  - ・保育園・小・中学校における給食食材の放射性物質検査を実施します。
  - ・市民の希望により持ち込まれる食品及び飲料物の放射性物質検査を実施します。
  - ・放射性物質について、国や県などから必要な情報収集に努めます。
  - ・市民への適切な情報提供に努めます。他

### 市民や事業者の皆さんに主に取り組んでいただきたいこと

- 農薬、化学肥料、殺虫剤、塗料などの化学物質を含む製品の使用を減らすよう努め、やむを得ず使用する際は、適正な用法、用量を守ります。
- 化学物質の管理体制を整え、使用量を把握します。
- 河川や水路の清掃など、良好な維持管理に進んで参加します。
- 雨水貯留槽や節水器具を設置し、水の再利用や有効利用を行い、節水に努めます。
- 放射線量などについて、広報紙やホームページなどによる適切な情報を確認し、行動します。



## 【環境目標Ⅳ】 みんなで取り組む環境づくりのまち

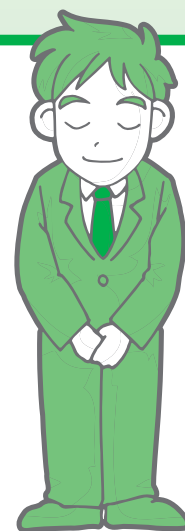
久喜市の望ましい環境づくりのためには、行政ばかりでなく、市民・事業者との協働による環境保全の推進が必要です。そのためには、環境保全活動の普及・啓発、環境情報の適切な伝達・共有、環境教育や学習の推進が必要です。また併せて、環境に配慮した事業活動の啓発や行政による環境対策の率先実行も求められています。

### 主な実施方策

- ① 環境保全活動の普及・啓発
  - ・環境保全活動の普及、促進を図ります。
  - ・環境にやさしいまちづくり活動を推進します。
  - ・広域的に環境に関する取組みを行います。
  - ・不法投棄監視体制を充実します。他
- ② 環境情報の適切な伝達・共有
  - ・市民や事業者の目線での情報提供やイベントなどを開催します。他
- ③ 環境教育・環境学習の推進
  - ・環境への理解を深め、環境保全に向けた環境教育・環境学習を推進します。
  - ・渡良瀬遊水地（ラムサール条約に登録）で、環境学習などを実施します。他
- ④ 環境に配慮した事業活動の啓発
  - ・環境に配慮した事業活動のための事業者への情報提供を行います。他
- ⑤ 環境マネジメントシステムの運用の促進
  - ・「久喜市環境保全率先実行計画」に従い、本市が行う事務事業において、環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷を低減します。
  - ・「久喜市環境保全率先実行計画」の目標値を達成するための「久喜市環境マネジメントシステム」を適切に運用します。他

### 市民や事業者の皆さんに主に取り組んでいただきたいこと

- 環境学習会などに出席し、地域で行う環境保全活動に進んで参加します。
- ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動に進んで参加します。
- 不法投棄の監視パトロールなどに協力します。
- 広報紙やホームページなどに掲載される環境情報を活用します。
- 市民大学や環境講座などの環境学習の場に進んで参加します。
- 職場で環境保全に関する研修や環境学習会を開催し、環境保全活動に積極的に参加、協力します。



# 計画の推進

## 推進体制

この計画の進行状況を管理するための組織体制としては、久喜市環境推進協議会・久喜市環境監査委員会・久喜市環境審議会・久喜市環境推進調整会議があります。

本市の特徴である「久喜市環境監査委員会」については以下のとおりです。

### ● 久喜市環境監査委員会

「久喜市環境基本条例」第 27 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するために設置される学識経験者からなる機関です。

環境監査委員会では、以下の事務を行います。

- ① 市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望などを審議し必要な調査などを行うこと。
- ② 市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。  
環境監査の対象は、望ましい環境像及び数値目標の達成状況、環境の保全と創造に関する施策の推進状況、本計画の進行状況などです。具体的には、年次報告書である「久喜市の環境」の監査を実施します。
- ③ 環境監査の調査研究及び普及に関すること。
- ④ 前3号に掲げる事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

## 計画の進行管理

「望ましい環境像」の実現に向けて、「環境目標」や「実施方策」を推進していくためには、市、市民及び事業者の連携による自主的な取組みが重要です。こうした計画の実効性を確保するために、進行管理が円滑に実施されているかどうかを環境監査します。

なお、計画の進行管理では、久喜市環境基本計画の策定 (Plan)⇒計画に基づく施策の推進 (Do)⇒計画の進捗状況の点検 (Check)⇒計画への点検結果の反映 (Act) というサイクルを継続的に回していきます。

重要な部分である「Check」と「Act」について説明します。

### ● 計画の進捗状況の点検 (Check)

- ① 環境の現況及び環境目標を点検し、望ましい環境像及び数値目標の達成状況を把握します。
- ② 環境の保全と創造に関する実施方策の推進状況を毎年点検します。  
(久喜市環境監査委員会)

### ● 計画への点検結果の反映 (Act)

この計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。(久喜市環境審議会)



久喜市環境基本計画（概要版）平成25年3月

編集・発行：久喜市 環境経済部 環境課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

TEL：0480-22-1111 FAX：0480-22-9364 E-mail：kankyo@city.kuki.lg.jp

## 久喜市化学物質ガイドライン

### 1 はじめに

私たちは、あらゆる場所でさまざまな化学物質を利用しています。  
 しかし、私たちの生活を豊かにし、健康で快適な毎日の生活に欠かせない化学物質ですが、使い方を間違えると、環境を経由して私たちの健康や動植物に悪い影響をあたえてしまう恐れのあるものもあります。  
 また、事業活動だけでなく、家庭で使用している製品などからも排出されています。  
 本ガイドラインは化学物質についての正しい知識と理解を深め、一人ひとりが排出者として、化学物質によるリスクをできるだけ少なくするために行動してください。

### 2 子どもと化学物質

子どもは大人よりも体重あたりの呼吸量や飲食量が多いことや、子どもは物を口に運ぶ行動があることなどから、化学物質が子どもへ与える影響は、大人への影響より大きいと言われています。  
 近年、増加傾向にある子どものアトピーや喘息などのアレルギー性疾患について、化学物質等が影響を与えているのではないかとされています。  
 そこで、その影響を適正に評価し、化学物質によるリスクから次世代を担う子どもを守ることは、みんなで、今からずっと取り組まなければならない課題となっています。

### 3 化学物質と対応

化学物質について、環境省が作成したパンフレット「かんたん化学物質ガイドシリーズ」にて解説された内容の一部を引用し、市民・事業者及び市のガイドラインとします。

※ これよりガイドラインの一部を紹介します。

## わたしたちの生活で利用している化学物質を調べてみよう！



掃除をしたり、お風呂に入ったり、歯をみがいたり…ふだんの生活をふりかえてみると、とてもたくさんの化学物質を利用していることがわかるね。

こんなにいろいろあるなんて！  
 ちっとも気づけなかったよ。



#### お風呂・洗面・お化粧



#### 掃除



#### 食事



#### 虫対策



#### 洗濯



#### 工作・塗装



#### 自動車など乗り物



#### 医薬品



# かしこく使おう、化学物質!



わたしたちは、毎日の生活の中でたくさんの化学物質を利用していることがわかったよね。  
化学物質には便利な性質もあるけれど、どんなものでも多かれ少なかれ、ヒトや動植物に有害な性質も持っているんだ。  
でも、正しい使い方をすれば環境リスクを減らすことができるんだよ。

## 排出ガス

排出ガスの量をできるだけ少なくするために、  
自家用車の代わりに電車やバスなどの公共の  
乗り物や、自転車を利用しましょう。  
低公害車を利用する、相乗りをする、急  
発進・急加速をしない、なども効果があります。



## 洗剤

洗濯には、洗いたいものの量と汚れの程度に  
あった正しい量の洗剤を使いましょう。洗濯  
排水を直接川などに流さないで済むよう、下  
水道や浄化槽\*を整備することも効果があ  
ります。



\*トイレの汚水や、台所や風呂、洗濯などで使った生活  
排水を、微生物のはたらきにより浄化処理する装置のこと。

## 殺虫剤

こまめに掃除をするなどして、害虫が発生する  
場所を作らないようにしましょう。殺虫剤を  
使うときは最小限にして、使ったあとは空気  
を入れかえましょう。



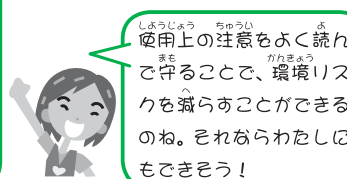
## 塗料

ペンキなどの塗料を使うときには、窓を開  
けたり換気扇を回すなど空気を入れかえをし  
て、においをあまり吸いこまないように注意  
しましょう。

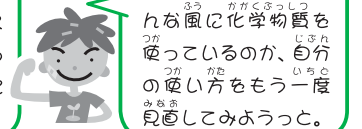


## 化学物質の環境リスクを減らす方法の例

1. 表示をよく読み、使用上の注意を守って正しく使おう。
2. ムダを省いて必要な量だけ使うようにしましょう。
3. 部屋の中で使うときにはしっかり空気を入れかえをするなど、体にとりこむ量をできるだけ減らすように心がけよう。



使用上の注意をよく読んで  
やることで、環境リス  
クを減らすことができる  
のね。それならわたしに  
もできそう!



ふだんの生活で、と  
んな風に化学物質を  
使っているのが、自分  
の使い方をもう一度  
み直してみようっと。

- 久喜市ホームページにて「久喜市化学物質ガイドライン」を公表しております。ご覧いただくには、下記にアクセスしてください。

久喜市ホームページ「久喜市化学物質ガイドライン」  
<http://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/kankyo/torikumi/kagakubusshitsu.html>

- 環境省作成のパンフレットをご覧いただくには、下記にアクセスしてください。いろいろな化学物質について分かりやすく解説されています。

環境省 環境保健部 環境安全課 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。  
○リサイクル適正の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。  
○この概要版は5,000部作成し、一部当たりの単価は176円です。